



労組周辺動向 No.130

2022年1月7日現在

1. 法・政策

(1) 「健康保険法等の一部改正に伴う各種制度の見直しについて（傷病手当金、任意継続、出産育児一時金）」 全国健康保険協会

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb3160/sb3190/sbb3193/202201/>

(2) 「令和4年度税制改正の大綱」 2021年12月24日 財務省

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

2. 法違反・闘い

(1) 不適正な労使協定で教職員の時間外賃金未払い 是正勧告受け謝罪

宮崎日本大学中学・高校で教職員の割増賃金分の未払いがあったとして、学校側が宮崎労働基準監督署から是正勧告を受けていたことがわかった。学校を運営する学校法人宮崎日本大学学園が明らかにした。勧告後、教職員に文書で謝罪し、未払い賃金を支払ったという。

私立学校では教職員に残業や休日出勤をさせる場合、労使間で時間外労働の上限などを決める「36協定」を結ぶ必要がある。労働基準法では、協定を結ぶ労働者の代表者は過半数を代表し、投票などによって選ばれないといけない。

だが学園では長年、学園側が指名した教職員1人を代表者にして協定書を作成し、労基署に提出。これをもとに休日出勤分の時間外手当を教職員に支払っていなかったという。

(2) 5年超で無期転換しないのは違法 専修大語学講師めぐり東京地裁判決

専修大との有期労働契約が5年を超えた語学の非常勤講師が無期契約への転換を申し入れたのに対し、大学側が転換を拒んだのは違法とする判決を東京地裁が16日に出した。

労働契約法には、有期契約が通算で5年を超える働き手が無期転換を申し込める「5年ルール」がある。ただ、「研究者」については、申し込みの権利が発生するまでの期間を5年ではなく10年とする特例が別の法律で定められている。研究開発の促進などが特例の狙いだが、「研究者」の範囲が論点になってきた。

原告側は、業務はドイツ語の授業や試験などに限られ研究に携わっておらず、特例の対象外だと主張。判決は、これを認めた。専修大は 24 日に控訴した。

(3) 三重大、未払い賃金 2 億円超 校長 2 人引責辞任

運営する付属小中学校などの教員に時間外労働の割増賃金を支払っていなかったとして、津労働基準監督署から是正勧告を受けた三重大（津市）が退職者を含めた教員 100 人超に支給する未払い残業代の総額が、2 億円を超える見通しであることが分かった。

また問題の責任を取り、付属中学校と付属特別支援学校の両校長が 5 日付で辞任した。

(4) 「正社員の休暇減らす」日本郵政、待遇格差認定の判決受け提案

日本郵政グループが、2020 年 10 月の最高裁判決で「正社員と非正社員の待遇に不合理な格差がある」と認定された労働条件について、格差を縮める見直しを労働組合に提案したことがわかった。正社員の休暇を減らす内容が含まれており、労組側には反対意見がある。

会社側が見直しを提案したのは、夏期・冬期の有給休暇、年始（1 月 2～3 日）の祝日給、有給の病気休暇の 3 点。夏冬の有休は現在、郵便業務につく正社員で夏と冬に 3 日ずつ、アソシエイト社員（期間雇用から無期雇用に切り替えられた社員）で 1 日ずつだが、期間雇用社員はゼロ。会社提案は、期間雇用社員に夏冬 1 日ずつ与える一方、正社員は 2 日ずつに減らす内容で、正社員にとっては不利益な変更になる。

また、年始の祝日給では正社員の割り増し分を廃止する一方、年始勤務手当を正社員・非正社員ともに増額。有給の病気休暇は新たにアソシエイト社員にも 15 日与えるが、正社員も含めて 31 日以上療養が必要な病気に限るという内容だ。

郵政グループには正社員約 22 万人、アソシエイト社員約 11 万人、期間雇用社員約 7 万人がいて、労働条件に違いがある。日本郵便で働く期間雇用社員が起こした訴訟で、労働契約法 20 条（現在のパートタイム・有期雇用労働法 8 条）に照らして違法な格差があると認定されたため、会社側は昨年 9 月、見直しの方針を表明していた。

政府の「同一労働同一賃金ガイドライン」には、格差解消は非正社員の待遇改善が目的だと明記されている。正社員の待遇を引き下げる場合は、労使合意や合理性が必要だとしている。

日本郵便をめぐる訴訟では住居手当や扶養手当の格差も違法だと確定しており、すでに見直しが決まっている。

3. 情勢・統計

(1) 接種、「在留資格ない外国人」は 通報義務は「例外」、割れる自治体 コロナワクチン
非正規滞在の外国人への新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐり、全国の自治体で対

応が分かっている。出入国管理法（入管法）では公務員は在留資格のない外国人を把握した際に通報義務を負うが、厚生労働省はコロナ対策では例外にあたり自治体に通知。通知に沿って外国人への接種を促した自治体がある一方で、接種後に入管に通報するケースもある。

入管庁によると、在留期限を超えて日本にいる外国人は約8万3千人（20年）。20年に仮放免が許可された人数は6388人で、19年の1777人から急増した。担当者によると、コロナの感染拡大で、収容施設の「密」を防ぐために施設のスペースに余裕を持たせる運用にしているという。

(2) 46道府県、願書の性別欄を廃止—東京都除く公立高入試

来春の入学者を選抜する公立高校の2022年度入試までに、東京都を除く全国の46道府県教育委員会が入学願書の受験生の性別欄を廃止することが26日、各教委への取材で分かった。出生時の性と自認する性が異なるトランスジェンダーら性的少数者への配慮から始まった性別欄削除の動きが全国に浸透した。

都教委は全国で唯一、全日制普通科で男女別定員制を設けていることを理由に性別欄を残しているが、定員制の段階的撤廃を決定している。担当者は取材に「定員制がなければ本来は不要」とし、将来は性別欄も廃止する可能性を示唆した。

(3) “上位1%富裕層 世界の個人資産 4割近く保有” 仏研究グループ

新型コロナウイルスなどの影響により、経済格差の拡大が各国で課題となる中、世界の上位1%の富裕層だけで、世界全体の4割近くの個人資産を保有していることが、フランスに拠点を置く研究グループの調査で分かった。

フランスに拠点を置く世界各国の経済学者などによる研究グループは今月、世界の経済格差に関する報告書をまとめた。

それによると、世界の成人人口の上位1%に当たるおよそ5100万人の富裕層だけで、世界全体の個人資産の37.8%を保有しているとしており、前回の4年前の調査より4ポイント余り増えています。

一方で、下位50%の層の資産は、全体の2%にとどまっていて、新型コロナウイルスの影響で非正規雇用の人たちが収入の減少や失業といった影響を受けたことで、途上国を中心に格差が拡大したなどと指摘している。

一方、報告書では、各国の状況についてもまとめていて、上位1%の富裕層の資産が国全体の個人資産に占める割合は、アメリカがおよそ35%、中国がおよそ31%となったほか、日本がおよそ25%となっている。

報告書では日本について「西ヨーロッパの国々ほどではないが、とても不平等だ」と指摘している。

"WORLD INEQUALITY REPORT 2022"

<https://wir2022.wid.world/>

(4) 北海道江別市、パートナー制度を年度内導入 札幌市に続き道内 2 例目

北海道江別市は、LGBT など性的少数者カップルの関係を公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を、早ければ年度内にも導入する。三好昇市長が 4 日、明らかにした。

同市では 2018 年度に市民団体から要望を受けたのを機に、市の男女共同参画審議会などで制度導入を検討してきた。市営住宅入居や市立病院での手術の同意など、利用できる行政サービスを精査している。携帯電話契約での割引適用や生命保険の受取人指定など、家族が対象となっている民間のサービスにも協力を呼びかけるという。

今月下旬の同審議会で要綱案が承認される見通しで、道内では 17 年度に導入した札幌市に続く 2 例目を目指す。